第百十三条の見出し、同条第一項及び第二項中「港湾保全企画室」を「港湾保全政策室」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　港湾保全政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務のうち港湾の施設及び航路の改良及び維持並びに既存の港湾施設の活用の促進に係るものの企画及び立案、調整並びに指導に関すること（積算基準及び施工基準に関すること並びに海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

二　港湾及び航路の保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること（海洋・環境課及び技術企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　港湾の施設に関する技術上の基準のうち維持に関すること（国際標準化推進官の所掌に属するものを除く。）。

第百十三条第五項中「港湾保全企画室」を「港湾保全政策室」に改め、同条第六項第一号中「整備、」を「整備及び」に改め、「及び保全」を削り、同項第二号中「こと（」の下に「港湾保全政策室並びに」を加える。

第百三十条第六項中「第三項」を「第四項」に改める。

第百三十二条第一項中「二十五人」を「二十四人」に改める。

第百四十条第一項中「百四十人」を「百四十八人」に改める。

附則第六条を次のように改める。

（国土政策局調整官の設置期間の特例等）

第六条　国土政策局調整官は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　調整官は、第四十一条の二第二項に規定する事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、命を受けて、特別地域振興官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

一　奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

三　独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

四　独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会の庶務に関すること。

五　小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、並びに同令第二百三十五条第三項の規定に基づき、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出し中「及び観測ネットワーク調整官」を削り、同条第一項中「及び観測ネットワーク調整官一人」を削り、同条第二項中「及び観測ネットワーク調整官」を削り、同条第四項を削る。

第三十六条の見出し及び同条第一項中「及び」の下に「航空気象観測整備運用室並びに」を加え、同条第二項中「地球環境・海洋部」の下に「及び航空気象観測整備運用室」を加え、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　航空気象観測整備運用室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の利用に供するための気象に関する観測（以下「航空気象観測」という。）の実施並びにその成果の収集及び発表の実施に関すること。

二　航空気象観測についての技術上の基準に関すること。

三　気象測器（航空気象観測に係るものに限る。）に関すること（計画課及び気象測器検定試験センターの所掌に属するものを除く。）。

5　航空気象観測整備運用室に、室長を置く。

第三十九条の見出し及び同条第一項中「精密地震観測室並びに」を削り、同条中第二項から第四項までを削り、第五項を第二項とし、第六項を第三項とし、第七項を第四項とする。

第四十一条の見出し及び同条第一項中「火山対策官、火山防災情報企画官」を「火山防災情報調整室並びに火山対策官」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を削り、同条第二項中「関する事務」の下に「（火山防災情報調整室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　火山防災情報調整室は、次に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　火山災害の防止に係る火山現象の予報及び警報に関すること。

二　火山災害の防止に係る火山現象及びこれに関連する輻射に関する関係行政機関その他の関係者との連携による観測の成果の収集及び発表に関すること。

三　火山災害の防止に係る火山現象に関する関係行政機関その他の関係者との連携による情報の収集及び発表に関すること。

3　火山防災情報調整室に、室長を置く。

第四十八条中「八部」を「九部」に改め、「地震火山研究部」を「地震津波研究部　火山研究部」に改める。

第五十八条第二号中「地震火山研究部」を「地震津波研究部、火山研究部」に改める。

第五十九条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「地震火山研究部」を「地震津波研究部」に改め、同条第一号中「地象」の下に「（火山現象を除く。）」を加え、同条第二号中「火山現象」を「津波」に改め、同条第四号中「地象」の下に「（火山現象を除く。）」を加え、「の観測に用いる」を「に関する」に改める。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（火山研究部の所掌事務）

第五十九条の二　火山研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　火山現象に関する物理的研究に関すること。

二　火山現象の予報の研究に関すること。

三　火山現象に関する測器の研究に関すること。

第六十条各号列記以外の部分中「事務」の下に「（地震津波研究部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中ルをヲとし、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

第四十条を削り、第四十一条を第四十条とする。

第四十二条の見出しを「（船舶整備企画室及び首席船舶工務官）」に改め、同条第一項中「船舶課に、」の下に「船舶整備企画室及び」を加え、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　船舶整備企画室は、海上保安庁の使用する船舶の維持に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（首席船舶工務官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　船舶整備企画室に、室長を置く。

第四十二条を第四十一条とし、第四十二条の二を第四十二条とする。